

指定管理施設の利用料金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和7年 6 月 18 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町条例第（7 号

指定管理施設の利用料金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

（湯河原町都市公園条例の一部改正）

第 1 条 湯河原町都市公園条例（昭和41年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第27条第 1 項中「湯河原海浜公園テニスコート、湯河原町総合運動公園多目的広場、湯河原町総合運動公園夜間照明施設、湯河原町総合運動公園パークゴルフ場及び湯河原町総合運動公園弓道場」を「湯河原海浜公園及び湯河原町総合運動公園」に改める。

第29条第 2 項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

（湯河原町駐車場条例の一部改正）

第 2 条 湯河原町駐車場条例（昭和41年湯河原町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2 項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

（湯河原町こごめの湯条例の一部改正）

第 3 条 湯河原町こごめの湯条例（昭和63年湯河原町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 2 項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

（湯河原町ヘルシープラザ条例の一部改正）

第 4 条 湯河原町ヘルシープラザ条例（平成元年湯河原町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第14条第 2 項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

（湯河原町民体育館条例の一部改正）

第 5 条 湯河原町民体育館条例（平成22年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第13条第 2 項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

（湯河原町防災コミュニティセンター条例の一部改正）

第 6 条 湯河原町防災コミュニティセンター条例（平成30年湯河原町条例第 24号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

（湯河原町万葉公園周辺広場条例の一部改正）

第7条 湯河原町万葉公園周辺広場条例（令和2年湯河原町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「0.8」を「0.5」に、「1.2」を「1.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。